

星陵台地域

# おたすけガイド

星陵台防災福祉コミュニティ  
(星陵台ふれあいのまちづくり協議会)

令和2年作成

# 目 次

○ 星陵台地域「おたすけガイド」について	1
○ 参考資料（その1）防災対策の三助とは？	2
○ 参考資料（その2）避難について（逃げ遅れゼロへ）	3
○ 防コミ運営本部の設置と活動方針	4
○ 自治会・管理組合の一時避難場所一覧	5
○ 星陵台地域図と防コミ運営本部及び避難場所	6
○ 資機材一覧表	7
○ 地震対策ガイド（防コミ運営本部及び自治会・管理組合等）	8～9
○ 風水害対策ガイド（防コミ運営本部及び自治会・管理組合等）	10～11
○ 火災対策ガイド（防コミ運営本部及び自治会・管理組合等）	12～13
○ 災害発生後数時間～3日目ぐらいまでの対応	14
○ 防災対応の準備と手順資料	
資料1「防コミ運営本部立上げ」	15
資料2「情報収集」	16
資料3「安否確認」	17
資料4「避難支援」	18
資料5「救出・救護」	19
資料6「初期消火」	20

## 星陵台地域「おたすけガイド」について…

- (1) 星陵台地域「おたすけガイド」は、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、星陵台防災福祉コミュニティ（以下「防コミ」という）のメンバーが協議し、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考にして、星陵台地域「おたすけガイド」を作成しました。
- (3) しかし、この星陵台地区「おたすけガイド」に記載している内容は完全ではありません。
- (4) 今後、防コミでの訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



## 参考資料 その1 防災対策の「三助」とは？

### \* 大自然災害に見舞われたときは？

#### 自分を守る！！

#### 家族を守る！！

「自らの命は自ら守る」が何をおいても大事です。

防災対策の「三助」では、自助が最も重要とされています。

### \* 防災対策の「三助」とは

防災の三助とは、災害による被害を最小限に出来る社会を実現するために必要な防災上の取り組みです。

防災の三助	意 味
自 助 (じじょ)	自分と家族の命や財産を守るために、自ら防災に取り組むこと 「自分の身は、自分で守る」 *自分1人または、家族という小さな単位
共 助 (きょうじょ)	近隣住民や被災者と互いに助け合う事 「被災者同士で助け合う」 *家族とその周辺の人を含む中くらいの単位
公 助 (こうじょ)	行政による公的な支援のこと 「行政支援を受ける」 *行政という大きな単位

政府は、公助には限界があり、自助と共助の質と量を向上させることが、防災対策として重要であると明言しており、今後もその傾向は続くと考えられます。

阪神淡路大震災では、70%弱が家族を含む自助、30%が隣人などの共助で救出されたといわれています。(内閣府HP)

「おたすけガイド」は、共助をスムーズに行えるよう作成します。

### \* 平時から「自助」の取り組みをしましょう

平時から「自助」防災の取り組みをして、以下のことが出来ていれば、災害が発生しても慌てることはありません。

1. 防災グッズのセット準備 (非常用持出袋・防災備蓄品等)
2. ローリングストック法の実践 (平時から少し多めに購入し、使った分だけ買足)
3. 自宅の耐震化や退化対策
4. 自宅内の安全対策 (転倒・落下・移動の恐れがある物の固定、ガラス飛散防止など)
5. 家族で避難経路や避難場所 (合流場所)、安否確認方法などの確認

**参考資料** その2 避難について (逃げ遅れゼロへ)

**\*逃げ遅れゼロへ (はやめ・はやめの行動を!)**

いつ避難すればよいのか? 神戸市の発令する避難情報にしたがおう!!

**警戒レベル3** 高齢者等は避難

**警戒レベル4** 全員避難

**\*避難のレベル** (内閣府資料)

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階<sup>\*1</sup>に整理しました。

<避難情報等>			<防災気象情報>
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
<b>警戒レベル5</b>	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 [市町村が発令]	<b>警戒レベル5相当情報</b> 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
<b>警戒レベル4</b> <b>全員避難</b>	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) [市町村が発令]	<b>警戒レベル4相当情報</b> 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
<b>警戒レベル3</b> <b>高齢者等避難</b>	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 [市町村が発令]	<b>警戒レベル3相当情報</b> 氾濫警戒情報 洪水警報 等
<b>警戒レベル2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 [気象庁が発令]	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
<b>警戒レベル1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 [気象庁が発令]	

(国土交通省、気象庁、都道府県が発令)

<sup>\*1</sup> 各週の情報に、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

## 1. 防コミ運営本部の設置基準

地震	震度5強以上の地震、または地震により被害が拡大する恐れがある場合
風水害	避難情報・気象警戒情報により、大規模な被害が発生すると予想され、役員が協議し必要と判断した場合
火災	家屋が10軒程度類焼し、被害が拡大する恐れがある場合

## 2. 活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、自分の命・家族の命を守ることは勿論重要ですが、近隣の方々と助け合うことが重要なことなど、多くを学びました。

周囲の状況を確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちで出来る範囲で防災助け合い活動を行いましょ。

大災害が発生した時、自治会長・管理組合長は、役員・班長などの方々及びその地区にお住まいの方々（以下「地区住民」という）の協力を得て、役割を決め災害助け合い活動を行いましょ。

## 3. 防コミ運営本部設置場所及び避難場所等

防コミ運営本部	星陵台地域福祉センター	星陵台7-5-3	783-8988
防災防犯資機材庫	星陵台公園内倉庫	星陵台7-5-3	
緊急避難所（屋内）	星陵台中学校	星陵台4-3-3	709-8810
	星陵高校	星陵台4-3-2	707-6565
	神戸商業高校	星陵台4-3-1	707-6464
	舞子小学校	西舞子4-7-43	782-2332
緊急避難場所（屋外）	舞子墓園	舞子陵	
防災行政無線	星陵台地域福祉センター	星陵台7-5-3	

## 4. 防コミ運営本部の立上げ

○集まったメンバーで本部の立上げを行う。（P15資料 1参照）

○自治会・管理組合の本部立上げは防コミ運営本部に準じますが、緊急時であり特別に組織図を作成する必要はありません。お互いに役割を決めて災害に対応しましょ。

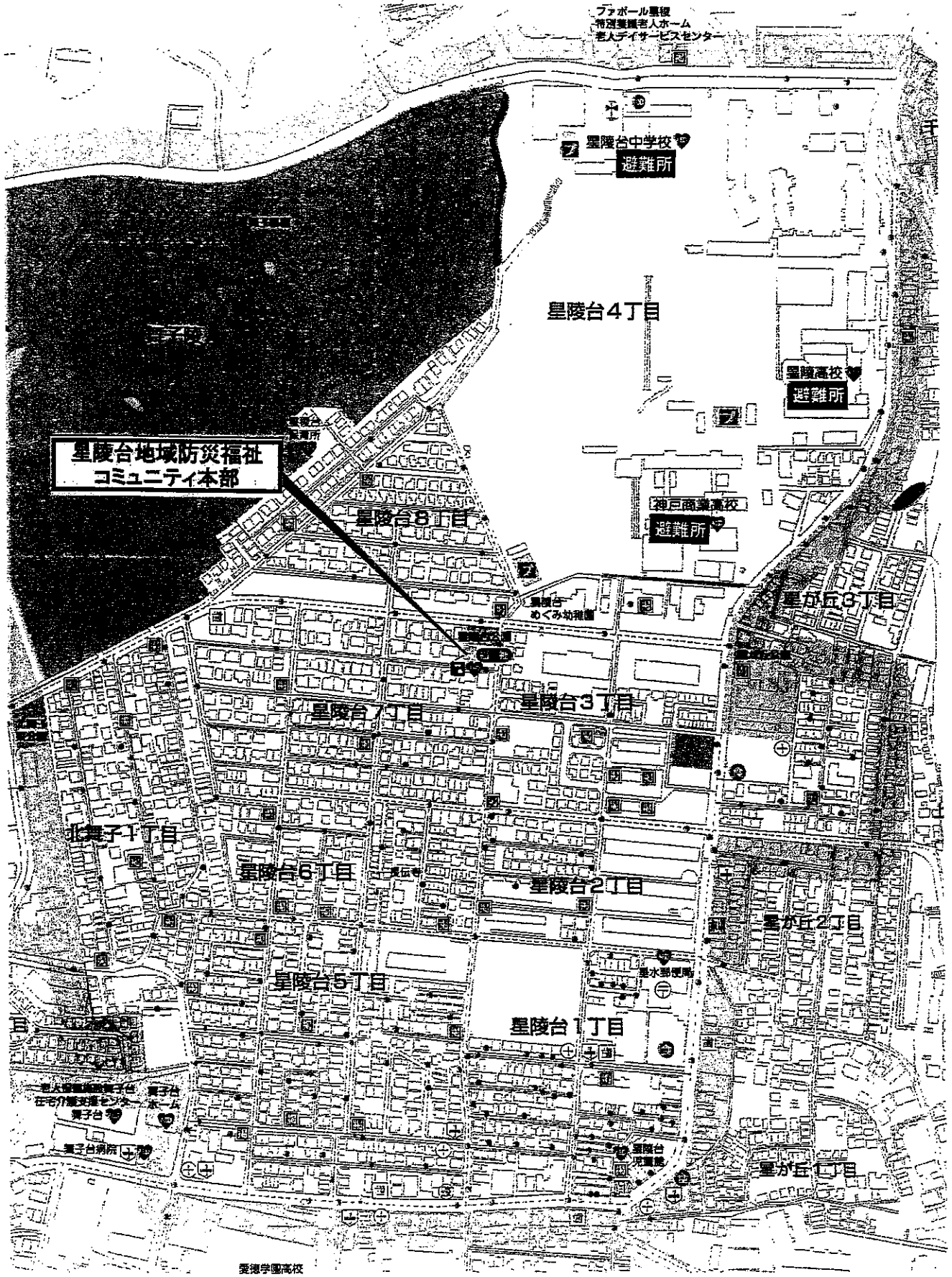
## 5. 自治会・管理組合の一時避難場所及び避難所

	自治会・管理組合名	一時避難場所	避難所
1 ブ ロ ッ ク	星陵台1丁目自治会	星陵台1丁目小公園	星中・県商・星陵高
	星陵台2丁目自治会	星陵台住宅集会所付近	星中・県商・星陵高
	星陵台住宅管理組合	星陵台住宅集会所付近	星中・県商・星陵高
2 ブ ロ ッ ク	星陵台学園前自治会	クリーンステーション（2ヶ所）	星中・県商・星陵高
	星陵ヒルック自治会		星中・県商・星陵高
	星陵台市分譲住宅自治会		星中・県商・星陵高
	山陽自治会		星中・県商・星陵高
	北舞子1丁目つつじが丘自治会		星中・県商・星陵高
	北舞子4丁目自治会	北舞子公園	舞子小・東舞子小
3 ブ ロ ッ ク	星陵台中央自治会	クリーンステーション（荒ゴミ）	星中・県商・星陵高
	星陵台緑が丘自治会	クリーンステーション（4ヶ所）	星中・県商・星陵高
	星陵台さくら自治会	県商南側	星中・県商・星陵高
	星陵団地自治会	クリーンステーション（2ヶ所）	星中・県商・星陵高
4 ブ ロ ッ ク	星が丘3丁目第一次自治会	クリーンステーション	県商・星陵高・千代ヶ丘小
	星陵台3丁目自治会		星中・県商・星陵高
	星陵台4丁目北地区会		星中・県商・星陵高
	リベール神戸星陵台管理組合		星中・県商・星陵高
	スカイハイツ星陵台管理組合		星中・県商・星陵高
	国土交通省垂水宿舎自治会		星中・県商・星陵高

\*自治会・管理組合は主な避難所を予め決めましょう。

\*災害時自治会・管理組合は防コミ運営本部と連絡が取れるよう、緊急連絡先を決めましょう。

## 6. 星陵台地域図と防コミ運営本部及び避難所図



\*北舞子4丁目自治会の範囲は、星陵台地域から飛び地になっているため、表示されていません。近くの避難所は舞子小学校です。



## 7. 資機材一覧表(星陵台公園内防災・防犯倉庫)

2020.4.1 現在

	品名	保管場所		数量
1	消火栓用開閉バルブ	防災倉庫		2
2	スタンドパイプ	防災倉庫		1
3	小型動力消防ホース40mm	防災倉庫		3
4	ノズル	防災倉庫		1
5	自立式簡易水槽	防災倉庫		1
6	ポリバケツ	防災倉庫		10
7	布バケツ	防災倉庫		30
8	スコップ	防災倉庫		6
9	バール	防災倉庫		3
10	クリッパー	防災倉庫		2
11	ツルハシ	防災倉庫		0
12	斧	防災倉庫		1
13	ノコギリ	防災倉庫	建屋内	4
14	ハンマー	防災倉庫		0
15	簡易ジャッキ	防災倉庫		1
16	折りたたみ担架	防災倉庫	建屋内	2
17	ヘルメット	防災倉庫		24
18	救助用ロープ	防災倉庫		0
19	腕章		防犯倉庫	10
20	ハンドマイク		防犯倉庫	5
21	トランシーバー		防犯倉庫	5
22	懐中電灯		防犯倉庫	5
23	赤色灯付警棒	防犯倉庫		10
24	はしご兼脚立	防災倉庫	1号倉庫	2
25	携帯用発電機	防災倉庫		1
26	投光器(ハロゲンランプ)	防災倉庫		2
27	コードリール	防災倉庫		2
28	組立て式リヤカー	防災倉庫		1
29	簡易テント	防災倉庫		3
30	AED		建屋内	1
31	電動カッター	防災倉庫		0
32				
33				

# 地震

## 防コミ運営本部の役割

### 1. 防コミ運営本部の立上げ

- 集まったメンバーで防コミ運営本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけたメンバーで統括防災リーダー及び担当部署を決める。

### 2. 情報収集・伝達 (P16 資料 2 参照)

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等で地震情報等を収集する。
- 収集した地震情報等は電話や伝令により各自治会・管理組合に伝達する。
- 電話や伝令により各自治会・管理組合地区の被害状況を把握する。

### 3. 安否確認

- 電話や伝令等により各自治会・管理組合の安否確認状況を把握する。

### 4. 災害対応活動の支援と統制

- 自治会・管理組合等で活動班の人員が不足している場合は、防コミ運営本部より人員を派遣する。
- 大災害時、自治会・管理組合に「おたすけガイド」活用を促す。

### 5. 後方支援

- 自治会・管理組合等に災害活動で必要な資機材を貸し出す。

### 6. 総務

- 垂水区役所・垂水消防署等への連絡・調整を行う。
- 避難所担当者を決め、区役所職員や学校関係者と協力して、避難所を開設する。
- パソコン・デジカメ等により記録をとる。

# 自治会・管理組合の役割

## 1. 防災リーダーと役割の確認

- 集まったメンバーの確認をする。
- 集まったメンバーでリーダー及び役割分担を決める。

## 2. 情報収集と周知

- ラジオ・テレビ等で地震情報を収集する。
- 集まったメンバーで、知っている情報を出し合い、近隣の状況を共有する。
- 実際に徒歩・自転車等を利用し安全を十分配慮して情報を集める。
- 電話・伝令等により地区内の状況を防コミ運営本部に伝達する。

## 3. 安否確認 (P17 資料 3 参照)

- 地区住民名簿等と、事前に作成された要援護者名簿に基づき安否確認を行う。  
なお、名簿が不備の時は、民生・児童委員、老人会等の協力を得て安否確認を行う。
- 地区住民の報告・通報を集約する。
- 一次避難場所または避難所で確認する。

## 4. 避難誘導支援 (P18 資料 4 参照)

- 地区住民・要援護者名簿に基づき実態を把握し必要に応じて避難誘導支援を行う。  
なお、名簿が不備な時は、民生・児童委員、老人会等の協力を得て、その支援を行う。
- 家屋が損壊し避難支援を要する被災者には、その支援を行う。

## 5. 救出・救護 (P19 資料 5 参照)

- 自力で避難出来ない人や、負傷者がある時は、救出救護を行う。
- 二次被害に注意しながら被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し医療機関へ搬送する。

## 6. 初期消火 (P20 資料 6 参照)

- 火元を確認する、火勢が強いときは直ちに避難する。
- 消火器やバケツリレーにより初期消火を行う。

# 風 水 害

## 防コミ運営本部の役割

### 1. 防コミ運営本部の立上げ

- 集まったメンバーで防コミ運営本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけたメンバーで統括防災リーダー及び担当部署を決める。

### 2. 情報収集・伝達 (P16 資料 2 参照)

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等で神戸市より発令される避難情報や台風・大雨など  
気象情報・土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した気象情報や避難・警戒情報等は電話や伝令により各自治会・管理組合に伝達する。
- 電話や伝令により各自治会・管理組合地区の被害状況を把握する。

### 3. 安否確認

- 電話や伝令等により各自治会・管理組合の安否確認状況を把握する。

### 4. 災害対応活動の支援と統制

- 自治会・管理組合で活動班の人員が不足している場合は、防コミ運営本部より人員を  
派遣する。
- 大災害時、自治会・管理組合に「おたすけガイド」活用を促す。

### 5. 後方支援

- 自治会・管理組合等に災害活動に必要な資機材を貸し出す。

### 6. 総務

- 垂水区役所・垂水消防署等への連絡・調整を行う。
- 避難所担当者を決め、区役所職員や学校関係者と協力する。
- パソコン・デジカメ等により記録をとる。

# 自治会・管理組合の役割

## 1. 防災リーダーと役割の確認

- 集まったメンバーの確認をする。
- 集まったメンバーでリーダー及び役割分担を決める。

## 2. 情報収集と周知

- ラジオ・テレビ等で神戸市より発令される避難情報や、台風・大雨など気象情報・土砂災害警戒情報を収集する。
- 集まったメンバーで、知っている情報を出し合い、近隣の状況を共有する。
- 実際に徒歩・自転車等を利用し安全に十分配慮して情報を集める。
- 電話・伝令等により地区内の状況を防コミ運営本部に伝達する。

## 3. 安否確認 (P17 資料 3 参照)

- 地区住民名簿等と、事前に作成された要援護者名簿に基づき安否確認を行う。  
なお、名簿が不備の時は、民生・児童委員、老人会等の協力を得て安否確認を行う。
- 地区住民の報告・通報を集約する。
- 避難所で確認する。

## 4. 避難誘導支援 (P18 資料 4 参照)

- 自力で避難が困難な人の、実態を把握し必要に応じて避難誘導支援を行う。
- 家屋が損壊し避難支援を要する被災者には、その支援を行う。

## 5. 救護

- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急処置を行い、状況により救急(119)要請を行う。

# 火 災

\*地震による火災発生時は「地震」の部も合わせて対応しましょう。

## 防コミ運営本部の役割

### 1. 防コミ運営本部の立上げ

- 集まったメンバーで防コミ運営本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけたメンバーで統括防災リーダー及び担当部署を決める。

### 2. 情報収集・伝達

- 自治会・管理組合からの電話や伝令により地区内の被害状況を把握する。

### 3. 安否確認

- 電話や伝令等により各自治会・管理組合等の安否確認状況を把握する。

### 4. 災害対応活動の支援と統制

- 自治会・管理組合等で活動班の人員が不足している場合は、防コミ運営本部より人員を派遣する。
- 緊急時、自治会・管理組合に「おたすけガイド」活用を促す。

### 5. 後方支援

- 自治会・管理組合等に災害活動に必要な資機材を貸し出す。

### 6. 総務

- 必要に応じて垂水消防署と連絡・調整を行う。
- パソコン・デジカメ等により記録をとる。

# 自治会・管理組合の役割

## 1. 防災リーダーと役割の確認

- 集まったメンバーの確認をする。
- 集まったメンバーでリーダー及び役割分担を決める。

## 2. 情報収集と周知

- 火元の確認をする。
- 近隣の状況を確認する。
- 垂水消防署に通報する。
- 電話・伝令等により地区内の状況を防コミ運営本部に伝達する。

## 3. 安否確認 (P17 資料 3 参照)

- り災者の確認を行う。(地震時)
- 近隣住民より情報を得て状況確認を行う。
- 一時避難場所で確認する。

## 4. 避難誘導支援 (P18 資料 4 参照)

- 火元近隣住民に火元を避けながら、風上へ避難誘導の呼びかけを行う。
- 火元近隣住民で自ら避難できない場合は、その支援を行う。

## 5. 救出・救護 (地震時のみ)

- 火元の近くで自力避難出来ない人や負傷者がある時は、救出救護を行う。
- 二次被害に注意しながら被災者を救出する。
- り災者が負傷している場合は、止血等の応急処置を実施し医療機関へ搬送する。

## 6. 初期消火 (P20 資料 6 参照)

- 火元を確認する、火勢が強いときは直ちに避難する。
- 消火器やバケツリレーにより初期消火を行う。

\* 共通事項

# 発生後数時間～3日目ぐらいまでの対応

○役割分担の見直し

- 1. 防コミ役員や近隣協力者の集結状況に応じて役割を見直す。
- 2. 災害状況に応じて役割を見直す。

○避難所の運営協力

- 1. 区役所職員・学校関係者・災害ボランティアの避難所運営に担当者を決め協力する。

○生活情報の収集と発信

- 1. 避難所の状況把握し、その状況を地区住民へ状況を知らせる。
- 2. ライフラインの状況把握し、地区住民への周知をはかる。
- 3. 交通機関（JR・電車・バス）の運行状況把握し、地区住民へ情報を提供する。
- 4. 道路状況（通行止め・渋滞等）の把握し、地区住民へ情報を提供する。
- 5. 食料他応援物資の状況を把握し、地区住民への周知をはかる。

○防火・防犯パトロール

- 1. 防火・防犯パトロール班を結成し、パトロールを行う。

## 《各行政機関連絡先》

垂水区役所	708-5151
垂水消防署	786-0119
垂水警察署	786-0110
垂水建設事務所	707-0234



# 防コミ運営本部立上げ

## \*準備物

- 1. 地図(防コミエリアの地図)
- 2. ホワイトボードまたは模造紙
- 3. セロテープ・付箋
- 4. マジック・筆記用具
- 5. 通信機器
- 6. 救急箱
- 7. 「おたすけガイド」

## \*手順

- 1. 集まったメンバーを確認する。
- 2. 集まったメンバーでリーダー及び役割分担を決める。
- 3. 防コミ運営本部と自治会・管理組合等との情報交換を円滑にするため連絡場所  
連絡方法を取決める。
- 4. 現状を把握する。

# 情報収集

## \*準備物

- 1. 通信機器 (テレビ・ラジオ・スマホ「電話」・行政無線)
- 2. 筆記用具・メモ帳
- 3. 掲示できる資材 (模造紙・黒板・メモを貼る掲示板等)
- 4. 自転車・バイク等
- 5. 記録媒体 (デジカメ等)

## \*手順

### ○情報収集

#### (広域情報の収集)

- 1. テレビ・ラジオ・スマホ・行政無線等を活用する。
- 2. 消防・区役所等に連絡し行政情報を収集する。
- 3. 聞いた情報は1件ずつメモする。

#### (地域情報の収集)

- 1. 集まったメンバーから聞き出し、その情報は1件ずつメモする。
- 2. 徒歩・自転車等を利用し周辺の状況を把握する。
- 3. カメラ等の記憶媒体で被災状況を記録する。

### ○情報をまとめる

- 1. メモを集め分類する。
- 2. 黒板・掲示板等に表示する。
- 3. 壁・ベニヤ板等を利用しメモを張り出す。

### ○情報の発信

- 1. 消防署・区役所等へ状況伝達を行う。
- 2. 地区住民へ、被害状況等を広く知らせる。

# 安否確認

## \*準備物

- 1. 地区住民名簿など
- 2. 事前に用意している要援護者名簿
- 3. 民生・児童委員老人会等に協力を求める
- 4. 訪問し確認する場合、チェック用紙・確認シール等の確保

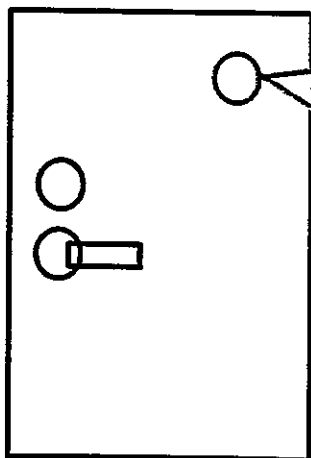
## \*手順

### ○名簿を活用し安否を確認

- 1. 集まったメンバーから安否の確認をする。
- 2. 確認できないときは、訪問確認する。

### ○訪問確認の手順

- 1. 外観の確認をする。
- 2. 声かけ・呼びかけをする。
- 3. ドアをノックする。
- 4. 庭・勝手口の確認をする。
- 5. 確認シールを貼付する。



玄関ドアに目印をつける(シール・紙など)

- 【凡例】
- (緑) 救助・支援の必要あり
  - (黄) 安否の確認できず
  - (赤) 確認済み・支援の必要なし
- ※ 玄関にタオルを吊るす

# 避難支援

## \*準備物

- 1. 要援護者名簿（要援護者とは、自力で安全な場所へ避難することや、避難所の生活が困難で手助けを必要とする方）
- 2. 車いす・担架等
- 3. マイク・警笛等で連絡や注意を伝える物
- 4. 文字や絵図で伝える為の用具（筆記用具・メモ帳等）

## \*手順

- 1. 要援護者を名簿で確認する。
- 2. 要援護者の状況に応じ、人や機材の投入をする。
- 3. 支援者の割り振りを行い、支援のお願いをする。
- 4. 要援護者の身内の方には、必ず一緒に行動をうながす。

## 要援護者の名簿が作成されていない場合

○民生委員・児童委員・老人会等に協力を求める

## \*準備

◎上記の準備物に準じる。

## \*手順

- 1. 民生・児童委員・老人会等の協力を得て、自力で避難できない人を確認する。
- 2. 自力で避難できない人の状況に応じ、人員や機材の投入をする。
- 3. 支援者の割り振りを行い、支援のお願いをする。
- 4. 自力で避難が困難な人の身内の方には、必ず一緒に行動をうながす。

まず自分自身  
の安全を確保

# 救出・救護

## \*準備物

- 1. ノコギリ・バール・ジャッキ・スコップ等
- 2. ロープ・タオル・シート等
- 3. 担架またはそれに変わるもの（毛布と物干し竿）
- 4. 救急箱

## \*手順

### ○被害の確認

- 1. 倒壊建物に取残されている人がどのような状態か、けがの程度も含め確認する。
- 2. 建物の倒壊状況及び進入するスペースがあるか確認する。
- 3. 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

### ○二次災害の防止

- 1. 木片・トタン・ガラス等の軽量物を除去する。
- 2. 柱・梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持・固定する。
- 3. 火災発生に備え、ガスの元栓や電気ブレーカーは、早期に閉止や遮断する。

### ○要救護者の救出

- 1. 要救護者の近くまで掘り進んだときは、資機材を使わず手作業にする。
- 2. 要救護者を無理に引き出したり、引き起こそうとしない。
- 3. 絶えず声をかけながら救出作業する。

### ○応急手当

- 1. 出血しているときは、清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。
- 2. 応急手当後、医療機関に搬送する。

# 初期消火

## \*準備物

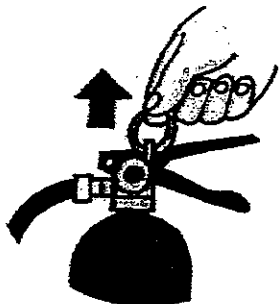
- |                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 消火器 | 近隣の消火器を集める   |
| <input type="checkbox"/> 2. バケツ | 各家庭のバケツを用意する |

## \*手順

- 1. バケツリレーで消火する。
- 2. 消火器で消火する。
- 3. 火勢が強く、手に負えないと感じたら直ちに避難する。

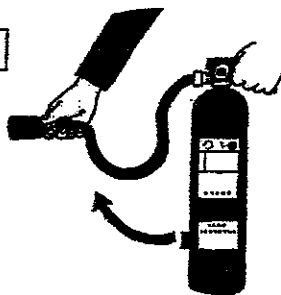
### 【消火器の使用方法】

1



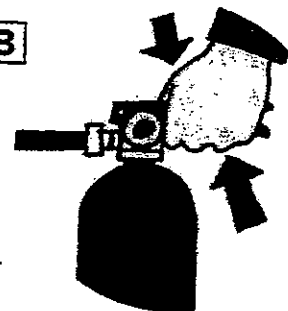
火元まで運んでから安全栓に指をかけ、上に引き抜く

2



ホースをはずして火元に向ける

3



レバーを強く握って噴射する  
(ほうきで掃くように消火する)